

(参考 3-1)

神戸市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則 めきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(第7条による改正案)

(判定額の算定方法)

第3条の2 条例第2条第4号に規定する所得の状況に係る額（以下「判定額」という。）は、同号に規定する判定対象者（以下「判定対象者」という。）について、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあっては、当該給付を受けた月の属する年度の前年度。以下「医療保険各法給付年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税として賦課された同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。_____）の額に相当する額とする。

以下この条において同じ。

2～5 略

6 前各項の規定にかかわらず、判定対象者が次の各号に掲げる区分に該当する場合の判定額は、前各項の規定に基づき算定された額から、それらの区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を控除した額を判定額とする。

(1) 所得割の納税義務者であつて、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届

出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなるもの 15,600円

(2) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に規定するものに該当することとなる者 18,000円

(3) 所得割の納税義務者であつて、地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなるもの 15,600円

(助成の範囲の特例)

第4条の2 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める者は、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないも

生活費の額につき同章 1 (2)アの期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする旨を定める部分を除く。)により算定される基準生活費をいう。以下同じ。)の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少し、かつ、対象者の属する世帯の生計が著しく困窮していると認められる場合 すべての一部負担金

885分の990

ア, イ 略

(2) 震災, 風水害, 火災その他これらに類する災害(以下「震災等」という。)により, 次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 すべての一部負担金

ア, イ 略

ウ 主たる生計維持者に係る震災等の発生した日以後1年間の推計合計所得の12分の1の額が, 基準生活費の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少した場合

885分の990

(3) 干害, 冷害, 凍霜害その他の気象上の原因による農作物の被害の発生により, 主たる生計維持者に係る当該発生した日以後1年間の推計合計所得の12分の1の額が, 基準生活費の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少した場合 すべての一部負担金

885分の990

(4), (5) 略

2~5 略

(資格の喪失)

第9条 条例第4条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は, 次の各号に掲げる場合とし, 当該各号に定める日から資格を喪失する。

(1)~(3) 略

(4) 条例第2条第3号オに該当するに至ったことにより資格者でなくなった場合 医療を受ける日の属する年度(医療を受ける日の属す

第2条第4号

る月が4月から6月までの場合にあつては、
前年度)の7月1日(当該日後に資格を取得
していた場合にあつては、その資格を取得し
た日)

(5)～(7) 略